

「和歌山県道路啓開協議会」設立趣意書

先の東日本大震災では甚大な被害が発生し、とりわけ津波被害については想定を超えるものであり、その脅威は国民の記憶に強く焼き付いています。

また、和歌山県内では紀伊半島大水害の際の深層崩壊などによる道路の途絶など、広域におよぶ甚大な被害を経験したところでもあります。

大規模災害時の状況下において救助・救援活動に必要なのは、その活動に資する道路の通行の確保です。

東日本大震災では、道路管理者、自衛隊、警察、市町村の関係機関、建設会社等それぞれの連携により、早期に道路啓開を完了させることができ、救助・救援活動にも貢献できました。

これらの被害と教訓を踏まえ、和歌山県内においては、国、県及び各市町村をはじめとする行政機関及び関係業団体等が、連携・協力して大規模な道路災害を想定した対策を推進しているところです。

こうした状況から、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対して、和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他の道路において、行政機関及び関係業団体等の連携・協力による道路啓開を迅速かつ着実に推進することを目的に、道路法第28条の2に基づく「和歌山県道路啓開協議会」を設立するものです。